

御承知のように、八月三十一日、防衛施設周辺の生活環境に関する法律に基づき、いわゆる騒音線引きの告示を行いました。市当局もこれに先立ち七項目の要望を提出いたしておりますが、これら実現のために、今後どのような運動を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思います。また、告示されたことにより、今後、告示の時点で、現に家屋がある場合にしか防音工事の補助対象にならないと言われておりますが、このような問題点を、法改正を合め、国に解決するよう働きかけをしていくべきであろうと思っておりますが、どのようなお考えをお持ちでしょうかお尋ねをいたします。

最後に、消費者対策についてであります。石油を契機としたエネルギー問題が、国民の大きな関心になっております。原油の値上げとともに、関連製品が値上がりをはじめております。たとえば、灯油におきましても、すでに十八リッター一万円以上となっております。店によっては、今後初めてのお客様には気の毒ですが、御遠慮してもらわなければならないというような声も出ております。

かつて、物不足のときには、市当局でも市民生活安定対策本部を設置

いたしました。また、消費者対策の係というものも設けて、消費者問題などを担当しておりましたが、残念なことが、昨年の部制制度を取り入れたときに、このような係は、別の係に吸収されてしまっております。今後の状況を見てきましても、一層消費者対策に力を入れていかなければならないと思います。このようないふから、当然、独自の係も設けるべきであろうと思っております。また、この消費者保護対策について、市当局はどのようなお考えをお持ちなのか、明確にお答えいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、三点を一般質問とさせていただき、ます。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) 答弁を申し上げます。

一点、家庭内職でございますが、後ほど担当者より詳しく申し上げたいと思っております。私は、家庭内職は家庭にいらっしゃる中で、子女の教育もできますから、大変いいことだと思っております。市の力は非常に弱うございますが、できるだけお手伝いさせていただくような方向で、取り組みたいと思っております。

基地の問題でございますが、騒音の線引きによりまして、今後どうするかと

いう御質問でございますが、八十五で告示をするということでございますので、私どもも、もっと低い数値で告示をしてもらいたいということを、口頭で折衝してまいりました。でございますけれども、一応、八十五で告示をしなければ低くできないということでございます。しかれば八十にし、七十五にし、七十にするにはどうだということでございますが、一応、八月三十一日に八十五で告示をし、八十の告示は九月いっぱいにはできるだろうというようなお話でございますので、ぜひひとつ九月いっぱいと言わずに、なるべく早く八十に引き下げるようにと、また、その先七十五、七十になるべく早くするようにということ、その他の条件をつけまして、東京都に回答をしたわけでございます。

したがしまして、今後も条件に示しました、なるべく早く引き下げるよう、そしてまた、金戸防音とか、あるいは維持費の国費負担であるとか、それらの問題につきまして、福生市のみならず、他の該当市町村とともに、強く要望してまいる予定でございます。

なお、前からあったものしかー家についての防音ができないということで、たがいまも御質問がございましたけれども、これにつきましても運動はいたします。

けれども、告示後における住宅につきましては、法律による規制でございます。なかなか改正することはむずかしいと思っております。運動はいたしますけれども、政令ならいざしらず、ともかく法律でございます。

そういうわけでそうなっているかと申しますと、予知される――想像されるでございますね。予知される危険に、わざわざ接近をして住んでいる方々を対象にする必要はないのではないかと、それから騒音が非常に大きい地域であるということを、知らせてあるのに、建築する以上は、自分で防音対策はしてもいいのではないかと、こういう二つの理由のようでございます。これは防衛のみならず、運輸省の方もそれになっております。でございますので、非常にこれはむずかしい問題だと思いますけれども、なるべく早く数値を下げるように、そしてまた、金戸防音であるとか、あるいは維持費の問題等、これらにつきましては、他の市町村とともに運動してまいりたいと思っております。

最後の消費者対策でございますが、これも非常に重要な問題でございます。すが、市は、全くこれらに関するいろいろの権限がございませんので、全く力は弱いのでございますけれども、市としてできるだけのことは、全部いたしたいと思

います。

一つの例で申ししましても、東京都におきましても、物価局というものをつくりましたが、なかなかうまくいきりませんで、経済局でございいますか、他に合併したようなことでございまして、東京都ですら、なかなかうまくいかないわけではございいます。小さな市でございまして、全く力はないのでございいますが、できるだけのこと、一生懸命いたしたいと思ひますし、現在もしているわけでございいますが、なお一層、これらにつきましても、意を注いで重視してまいりたいと思ひております。これにつきましても、担当から詳しく申し上げさせていただきます。

○市民部長(生子国利君) 第一点の内職の関係でございいますか、確かに事業団的なものができれば、好ましいということは考えられます。しかし、現状からいきまして、都あたりにおいても、まだそれらの対応策についても考慮されておられません。現在、東京都におきましては、これらの内職のあつせんとして、立川市に都の授産場がございいます。授産場というものは、直接こちらから行きまして、そこで一日内職をするわけですが、それと別に、現在福生には、これらを利用した別な組織がございまして、それは、東京都立川家庭授産場という名称

のものです。この別の授産場につきましては、大体市民の中で五、六名程度の内職の希望者があつた場合においては、そこから参りまして、そしてその品物を置きまして、またその製品を持ていくというような取り扱ひを現在してあります。そういうふうなことを、市側としても一般に知らせ、あるいはそういう希望者がありますれば、当然これについてあつせん、あるいは紹介というものはございというふうに考えております。

それから石油問題等に発生する消費者の対応策でございいますが、先ほど市長からも申し上げたような関係でございいますが、実際に内容的に調べてみますと、いまの石油問題につきましても、御承知のとおり、最近の大きな政治問題となっております。産油国の問題から端を発しまして、これに対する便乗とか売り惜しみ、そういうふうな問題につきましては、国として断固とした処置をとるということを言明されております。市側としても、市としての行政として各組合がございいますが、組合等にそういうふうな内容的なものをお聞きいたしますと、本年度の冬期における灯油については、さほど心配することはないというふうなことを言われております。しかし、やはり原価におきまして、上昇が

ございますので、当然、これは価格の問題においては、ある程度それに相応したアップ分というのはやむを得ないのではないかと、そういうふうには業者あたりも言っております。しかし、これは先ほど市長が申したとおり、われわれの方で価格の抑制、その他の処置が市としての許可、あるいはそういう組織的にもできませんので、やはり国なり都を通じて、業界に対する抑制というものをしていく以外ないと考えております。

それと最後の係の問題でございしますが、確かに昨年の機構改革によりまして統合されたわけでございますが、しかし内容的には、あえてこれが減退しているというふうには考えておりません。五十年当時、パンクの問題が出ました際における対応として、市側としては、緊急対策本部を設けて、これに対応したわけです。そういうふうな問題が生じれば、やはり行政としてそういうふうな立場に立つて、当然本部なり何なりを設けて、これに対応していくという心構えで現在の消費対策を考えております。

以上、推駁な説明でございしますが、一応御回答といたしたいと思います。

○十二番(松山 清君) 自席から再質問させていただきます。

第一点目の内職問題なんですけれども、市長の方からできるだけ手伝いをさせていたきたいという、まじめな答弁がされたわけですが、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。たとえば東京都において、立川に授産場があるというふうなことなんですけれども、やっぱり考えてみますと、立川まで電車賃なりかけて仕事をしに行くというところで、うまく入るとしましても、実際には内職と考えましても、一日やっても取れる金額というのは、非常に限られているわけですから、そういうことではちょっと余り現実的ではなかうと思ふんです。そういう点では、たとえばそういう授産場の立川にあるようなものを、こちらにも出張所というか、そういう施設を持ってこられるような運動を進めるといふようなことも必要ではないかと思ふんです。そういう点について、お考えをお聞かせいたしたいと思います。

それから、部長が言われました東京都の立川家庭授産場というふうな、これについては条件とか、そういうものについて、だれでもやれるというふうなものではないんじゃないかと思ふんですけれども、その辺について、条件というふうなものについて、仕事をやる上で条件というふうなものがわかれば、お聞かせいたしたいと思います。

こういう問題についても、多少なりともプラスになるようなものであれば、市としても知らせていこうということですから、これはひとつ積極的にやっていたきたいと思います。

それと同時に、やはり事業団形式というようなものについて、ここでやっと高齢者事業団の方が出発するということのような状況ですから、いろいろ時間というものもかかると思うんですけれども、そういう問題について、ひとつ目を向けていく必要があるのではないかと思います。内職の場合は、ひとつには生活という、そういうものもかかっております。そういう点で、今後力を入れていかなければならない分野ではないかと思うわけですけれども、そういう点で、常にそういうものを頭の中に、進める上で入れておいていただきたいと思っています。

二番目の騒音線引きの問題なんですけれども、出した七項目の要求について、これは内容的にはともかく、市長の名前でも出したわけですから、これは実現方やっていかなければならないわけで、通り一遍の運動ということではだめだと思ふんです。

それと、特に騒音線引きの告示によって、一番問題となったのが、告示の時

点で、現に家屋が存在するかどうかということであつたわけですね。確かに法律には書いてあるわけです。告示の時点で更地を持っていて、一年、二年後に家を建てようと思つていた人にとっては、告示というのはそこできちんと防音補助工事という対象からはずさずしてしまうわけです。そういう点では、私はそういう法改正というのは、もちろん強く迫っていかねばならないと思ふんです。最低限でも、経過措置を設けるということも必要だと思います。

市長が言われましたように、その場所にわざわざつくる必要がないとか、騒音の所に住むような方は、防音工事は自分でやるというような、こういう二つの点で、その法律を決める上での理由になつてゐるのではないかと言われましたけれども、もしそういうことが理由になつてゐるとすれば、本当に住んでいる者にとつては、住んでいる者のことは全く何も考えていないんじゃないかと思ふわけです。民間防音に対しては、そういう告示によって、その時点を境にして、防音工事をすることしないということが分かれるわけですが、公共施設に対しては、そういう所にこれから施設をつくる場合にも、防音補助工事はされるわけですね。単に民間防音工事だけが、そういう差別といえますか、規制を受けるというのは

住民にとっては本当にとてもない話であると思います。

それぞれいろいろな土地そのものについてたくさん持っている方もおられるだろうし、当然、今後の住宅建設を考えて、土地を取得された方とか、いろいろな方がおられると思います。そういう点で、今後法改正を含めた運動、市長は、そういう面では市長としての運動は長年経験されているわけですし、そういう点では法改正ということも含むわけですし、積極的にやっていた、たいたいと思います。そういう点についての市長の決意のほどをお聞かせいただきたい。

最後に、消費者対策についてですけれども、今後予想される問題として、これについては、市内の業界においては量的な問題については心配はないだろうというところのような答弁でしたけれども、ひとつこれはそういう量的な問題で、本当に心配がないということにはしていただきたいと思います。もちろん値段の点についても、十分考慮を払っていただけるように、市当局としてもいろいろな場合を通じて、お願いをしていただきたいと思います。

それと同時に、やはり私は、消費者問題で、こういう緊急のような事態が

発生するということにだけ、たとえば当時のような対策本部といいますか、そういうものを設けるということだけではなく、やはり日常的に、長時間にわたって消費者問題をつかんでいく、そういう係というのは、私は必要だろうと思います。この点で、部制の時点でそういう係をなくしてしまったということについて、私は反対であつたわけですし、現時点において、それと同じような仕事をしている、ということとは、それはたてまえとして言われるかもしれませんが、現実として、私はそういうことではないと思います。今後そういう点で、係をつくるというようなことについては、私は深く検討していただきたいと思います。

○市長（石川常太郎君） 新築の家屋の件でございしますが、先ほど申し上げましたように、運輸省の方もそうですけれども、二つの理由によりまして、それは建てる市がやればいいんじゃないかというふうなことになるわけですから、まずけれども、私としましては、法を改正していただくように、お願いをしてみたいと思います。私は、基地の存在はやむを得ないと思っておりますけれども、それから出るもうもうの害につきましては、十分国がやるべきだという方針をとっておりますので、その向きでいたしたいと思います。

○市民部長(生子国利君) 三点ばかりの再質問でございますが、まず第一点の授産場の出張所みたいなものはどうかというふうな考え方でございますが、先ほど申しましたとおり、週に三回はかりこちらに参っておりますので、それらを活用させるということが、まず第一点ということでございます。

次に、この条件といたしましては、確かにいまの情勢からしてみても、六十歳以上であつて、でき得れば余り体のよくない身障者等も含めました方が、家庭でできる内職という問題ですから、これを条件に入れていくのです。さらに所得についても、制限はある程度してゐるようでございますが、これは実際にそれだけの企業、その他から出される製品の数量、そういうものによつて、ずいぶん左右されると思ひますが、それらにつきましては、市は積極的にこれらと協議いたしまして、できる限り市内でそういう希望者がありますれば、前進的に折衝に当たります。

もう一点の事業団の組織という問題でございますが、現在、高齢者事業団というものの組織が、ここで充足という段階になっておりますが、いずれにしても現段階においては、先ほど申し上げましたような状況でございますので、市と

しても都に対して、あるいはそういう機会をとらえて、そういう組織的な行政ができるような希望を申し述べまして、一刻も早くそういうものができますれば好ましいと思ひますので、われわれといたしましても、要望はいたしたいと考えております。

○十二番(松山 清君) 最後に要望だけいたしておきます。

ひとつ内職等の問題については、そういう方法のPRの問題、現時点でいつでもとり得る手立てというものは、至急とつていただきたいと思います。それと同時に、安定的なものにするために、事業団というものの設立につきましても、東京都に対しても、機会あるたびにそういう声を上げていってほしいと思ひます。

線引きの問題についてですが、ひとつ法改正ということも問題を含むわけですが、市長のサイドにおいて、十分に運動を進めていただきたいと思います。いずれにしても、市民がそういうものによつて、不利益を受けないということを基本に、ひとつやっていただきたいと思います。

最後に、消費者の問題については、いろいろ予想される事態に対して、機

敏な対応をやっていただきたいと思います。

その点を要望して、一般質問を終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で一般質問は終わります。

○議長(小林菊三君) 日程第二議案第八十八号福生市国民健康保険条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第八十八号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、地方税法並びに施行令の一部改正に伴いまして、本条例を整備する必要が生じたわけでございます。

それでは内容につきまして、御説明を申し上げます。

第十八条の二第二号中、十六万円を十六万五千円に改めるとされたも

のでございますが、これは被保険者のうち、低所得者に対する保険料の四割減額加算の算定の基準となりますと、一人当たり加算額の改正でございます。一人当たり五千円アップされたことによりまして、四割減額世帯は、当初二百世帯を見込んだわけでございますが、四十世帯増ということになる予定でございます。その伴います減額分の保険料は、約九十七万円になる予定でございます。なお、この減額分につきましては、国からの補助となって来るわけでございます。

次の附則第五項中「昭和五十四年度」を「昭和五十九年度」に改めるものでございますが、これは、みなし法人課税の選択者に対する保険料の賦課の特例でございます。個人事業者であっても、法人企業の課税形態と同じような法式が選択できることになっておりますが、国保保険料につきましては、みなし選択者でありまして、一般の被保険者と同様な扱いでございます。内容につきましては、従前のおりでございます。

なお、附則といたしましては、公布の日から施行とし、改正規定につきましては、五十四年度から適用するものでございます。これのみなし法人課税を

適用している被保険者は、福生では約五十八世帯でございます。

本議案につきましましては、去る八月二十八日の福生市国民健康保険運営協議会におきまして、御審議をお願いし、御決定をいただいておりますことを申し添えます。

非常に雅駁でございますが、慎重御審議の上、原案御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号については、厚生委員会に付託せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は厚生委員会に付託されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第三議案第八十九号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 上野重勝君 登壇）

○企画財政部長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第八十九号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算第二号につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

すでに御案内のとおり、衆議院が解散をされまして、十月七日に衆議院議員選挙が執行される予定になっております。これに伴いまして、これに関

連をいたします経費を、早急に決定をする必要が生じたために、本案を提案するものでございます。

その内容について、御説明を申し上げます。

既決予算額八十九億五千四百八十七万二千円に、今回、五百十四万二千円を追加をいたしまして、その総額を八十九億六千一萬四千円に定めようとするものでございます。

その内容について御説明を申し上げます。

四ページをお開きいただきしたいと思います。

まず、歳入についてでございますが、今回計上いたします歳入額は、五百十四万二千円でございます。これは説明欄に記載してございますように、衆議院議員選挙費委託金が五百六万円、それから関連をいたします常時啓発費の委託金として八万二千円、合わせまして、五百十四万二千円でございます。

次に、五ページをお開きいただきしたいと思います。

衆議院議員選挙に要します経費でございますが、歳出におきましては、七百五十六万五千円を計上してございます。その内訳は、節並びに説明欄に記載の

とおりでございますが、報酬におきましては三十八万四千円、これは投・開票管理者並びに立会人等の報酬でございます。それから職員手当二百八万円、これは、職員の選挙に従事するための、従事者の超勤等でございます。そのほか、賃金、報償費、旅費、需用費、需用費におきましては、選挙用の消耗品が二十万八千円、入場券等の印刷代が五十八万円、役務費八十四万円、郵券代とか、あるいは電話仮設手数料、その他でございます。委託料におきまして百七十七万円、入場整理券の電算委託料六十六万円、公報配布委託料五十二万円等となっております。その他、使用料及び賃貸料において十四万九千円、工事請負費におきまして七十六万八千円、これは公営ポスター掲示場を設置するための経費でございます。六十四カ所に設置をする予定でございます。備品におきましては一万円、負担金補助及び交付金におきまして二万円、これは棄権防止を協力していただくために、明るい選挙推進委員会委員さんの数が二十四名でございますが、ここに補助金として出そうとするものでございます。

なお、予備費におきましては、二百四十二万三千円を減額をいたしまして、歳入